日行連発第 1109 号
令和 7 年 12 月 1 日

各単位会長　様

日本行政書士会連合会
会長　宮本　重則
許認可業務部
部長　安野　光宣

盛土規制法に関する設計者の資格について（周知）

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号、以下「盛土規制法」という。）に関する設計者の資格について、下記のとおりお知らせいたしますので、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

記

盛土規制法及び盛土規制法施行令においては、宅地造成等に関する工事で次のいずれかに該当する場合は、一定の資格を有する者の設計によらなければならないと定められています（盛土規制法第 13 条、盛土規制法施行令第 21 条）。

【一定の資格を有する者の設計によることが求められる工事】

・高さが 5 メートルを超える擁壁の設置
・盛土又は切土を行う土地の面積が 1,500 平方メートルを超える土地における排水施設の設置

【設計者の資格要件】

該当する資格要件を満たすためには規定の学校の専門課程を卒業するほか、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を修了し、かつ所定の実務経験を有している場合に設計者の資格を有することができます（盛土規制法施行令第 22 条、盛土規制法施行規則第 35 条、都市計画法第 31 条、都市計画法施行規則第 19 条）。

＜設計者資格講習の例＞（国土交通省 HP 参照）
・宅地造成技術講習（主催：一般財団法人全国建設研修センター）
（https://www.jctc.jp/search-post/4598/）

以　上